

# 青葉台一丁目町会規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本町会は、「青葉台一丁目町会」と称する。(以下「本会」と称する)

(目的)

第2条 本会は、社会生活の秩序風紀を維持し、そして会員の親睦と福祉を計り、文化・情操を向上させて自主的な、明るく住みよい町づくりをすることを目的とする。又、個人の利益あるいは、政治目的や宗教活動に利用してはならない。

(会員)

第3条 本会の会員は、青葉台一丁目区域内に居住する世帯主とその家族、並びに独身寮生で構成する。(以下「会員」と称する)尚、会員の単位は、2世帯同居は1単位とする。

第3条—1 本会の住所は会計宅に置く。

## 第2章 会員の権利並びに義務

(権利)

第4条 本会の会員は、会則に基づく機関の決定、業務執行について報告を受ける権利を有する。又、本会の運営・会計に関して疑義があるときは、会長にこれをただし、且つ、本会の目的達成の為に必要な事項を提言する権利を有する。

(義務)

第5条 本会の会員は、会則に基づく機関の決定や業務執行について、従いあるいはこれを守る義務を有する。

(町会費)

第6条 本会の会員は町会費を負担し、役員会にて審議決定した金額を班長に納入する。途中入会の場合は入会翌月分より残金を納入する。退会の場合は退会翌月分から納入済み会費のある場合は返金する。

(執行日)

第7条 転入(加入日)、転出(脱退日)を以て会員の権利・義務を執行し、転出(脱退日)後は一切の権利並びに義務は無くなるものとする。

(弔意金)

第8条 会員が逝去した場合、一人10,000円の弔意金を贈呈するものとする。

(葬儀)

第9条 会員や会員の家族または親戚の逝去に伴い葬儀を行う際に、青葉台自治会館を使用することが出来る。この場合、使用申請は、自治会館運営要綱(添付別紙)の定めるものとする。

### 第3章 機関

(役員会)

第10条 本会の常設機関として役員会を置く。

(構成)

第11条 役員会は、第15条で定める役員にて構成し、役員 $\frac{2}{3}$ 以上の出席をもって成立するものとする。但し、会長が必要と認めた場合は関係団体の役員が参加することができる。(関係団体；青葉台協議会(以下「協議会」という)、睦会、~~民生委員~~、子供会、ASN等)

(開催)

第12条 役員会は原則として毎月開催し、会長および役員会が認めた場合は休会、または臨時に開催することができる。

(決議)

第13条 本会に関する全ての決議は、役員 $\frac{2}{3}$ 以上の賛成を得て決定する。

(防災隊)

第14条 本会に自衛組織として自主防災組織を設置し、その組織は役員が兼務することとする。

### 第4章 役員

(構成)

第15条 本会は、その運営上、次の役員にて構成する。

a. 会 長 ----- 1名

b. 副 会 長 ----- 4名

c. 会 計 ----- 1名

(以上を三役と称する)

d. 会計監査 ----- 1名

e. 班 長 ----- 9名

f. 顧 問 ----- (若干名)

g. 非常勤顧問 ----- (若干名)

h. 青葉睦会代表 ----- 1名

i. 民生委員 ----- 1名

(以上を役員と称する)

必要に応じて顧問及び非常勤顧問を若干名任命する事が出来る。

但し、役員会の承認が必要である。

(班割)

第16条 班は、ファミリー、ニュータウン、辰巳、亀屋、本町、池之端、青小前、スカイタウン、サニータウンの9班とする。

(選出方法)

第17条 会長、副会長、会計(三役)及び監査は、別紙1に従って選出する。その実施に当たり、15世帯未満の班は三役選出の対象外とする。

(任期)

第18条 役員任期は1年とする。但し、会長の再任は妨げないが、最長4年とする。

尚、やむを得ない事由によって欠員となった場合は、前任の残り期間とする。

(任務)

## 第 19 条

### 会長

- ・ 本会の責任者として、会務を統括
- ・ 会員名簿により会員の入会状況と世帯数を把握  
(行政上は独身寮生と単身赴任者の世帯数は1 / 5とする)
- ・ 本会を代表し対外交渉を行い、必要により関係役員の同席を得る。
- ・ 本会資産や関係資料の管理
- ・ 青葉台町会協議会及び社会福祉協議会等からの連絡を各班に伝え、必要により回覧物やチラシ等の配布を管理する。
- ・ 建築委員を兼務
- ・ 青葉台自治会館（以下「会館」）の役員による使用に関して責任を担い、実務は必要に応じ、副会長や班長が代行する。
- ・ 民生委員の選出において推薦と承認を行い、必要に応じ役員会に諮る。
- ・ 自主防災組織の会長を兼務
- ・ 青葉台町会協議会理事、まちづくり委員、及び役員任務一役を兼務する。
- ・ 前年度・総務担当副会長から当年度会長に就任する。

### 副会長

- ・ 会長を補佐し、分担された職務を遂行
- ・ 本会を代表し、協議会に適時出席する
- ・ 各副会長は職務遂行にあたり、班長などによる若干名の班を構成し、会長と協議し、行事や職務の原案を作成し、役員会に諮る。
- ・ 各副会長の職務の分担を以下の通りとし、自主防災組織の副会長を兼任する。

#### 1 総務担当（広報担当役員）

- ・ 町会長の筆頭代行を担当する
- ・ 敬老会担当
- ・ 役員会の運営、議事録作成、町会資産の維持・管理
- ・ 高齢者福祉関係（支援制度含む）
- ・ 協議会の新聞広報委員を兼務
- ・ 次年度の会長に就任する

#### 2 夏祭り担当（子供担当役員）

- ・ 夏祭り担当
- ・ キッズ担当
- ・ 小・中学校PTA関係
- ・ 行事・備品倉庫管理
- ・ 協議会の自治会館運営委員を兼務

#### 3 盆踊り担当（防災担当役員）

- ・ 青葉台盆踊り担当

- ・防災訓練担当
- ・防災倉庫管理
- ・自主防災中期事業計画の見直し・遂行

#### 4 体育祭担当（防犯担当役員）

- ・市民体育祭担当
- ・一斉清掃担当
- ・防犯街灯の維持管理
- ・防犯パトロール及び美化運動担当
- ・町内の公園の維持管理、道路側溝の維持管理及び環境整備
- ・協議会の防犯・防災委員を兼務

#### 5 広報担当（配布・回覧業務）

- ・原則総務担当副会長であるが、負荷状況踏まえ、副会長他の互選も可

#### 6 会計

- ・本会、経費の金銭出納、保管、管理等の会計事務等の会計事務。  
尚、出納は、会長に報告・承認を受け、必要に応じて会長に出納状況を報告する。
- ・協議会に適時出席。
- ・年度末の役員会に該当年度の収支報告及び翌年度の収支計画を諮る。
- ・協議会行事等の当番町会となった場合は、当該行事の会計事務。
- ・自主防災組織の会計を兼務。

#### 7 監査

- ・「会計」の金銭出納状況を監査・承認後、年度末の役員会にその結果を報告する。
- ・会計監査は2回／年実施のこと。（原則9月末、3月末）
- ・各行事（夏祭り、盆踊り、体育祭、敬老会、防災訓練、みかん狩り等）毎の監査を行い次年度の参考にする事

#### 8 顧問及び非常勤顧問

- ・必要に応じ、役員会の承認を得て置くことができる。

#### 9 班長

- ・各班の会費を徴収して「会計」に納入
- ・「会長等」からの連絡事項や役員会での決議事項の各班会員への伝達
- ・回覧・チラシ等の各班会員に回覧、配布
- ・各行事の企画、運営に積極的に参加
- ・各副会長の担当任務に所属し、町会活動の活性化を図る

#### 10. 睦会代表

- ・高齢者福祉関係

## 11. 民生委員

・高齢者福祉関係

### 第5章 会計

(収入)

第20条 本会の経費は、町会費、防犯街灯や電気料金・町会設備新設等に伴う市原市役所からの補助金・行政協力交付金、その他の収入をもって運営する。

(管理)

第21条 本会の金銭出納ならびに保管は、「会計」が行う。

(協議会)

第22条 協議会の要請に基づき、町会費から会費や会館基金分担金を拠出し納入する。尚、協議会への世帯報告は、独身寮生・単身赴任者は含まない。

(支出)

第23条 本会の経費から支出金は、原則として下記の内容とする。

- |        |                     |                |
|--------|---------------------|----------------|
| ①助成金   | イ. 睦会               |                |
| ②協力事業費 | イ. 社会福祉協議会          | ロ. 赤い羽根募金      |
|        | ハ. 緑の羽根募金           | ニ. 赤十字協賛金      |
|        | ホ. 自衛隊協力金           | ヘ. ふれあいサロン     |
| ③運営費   | イ. 青葉台協議会会費         | ロ. 自治会館基金      |
|        | ハ. 防犯街灯電気代          | ニ. 町会資産修繕費     |
|        | ホ. 会議費              | ヘ. 役員活動費及び通信費等 |
| ④事業費   | イ. 町会行事運営費          | ロ. 町会自主防災組織運営費 |
|        | ハ. 青葉台協議会行事負担金      |                |
| ⑤その他   | 必要により役員会にて決定した臨時経費等 |                |

### 第6章 運営年度

(役員年度)

第24条 役員年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計年度)

第25条 会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。2月末日締めとし、会計監査を行う。3月1日から3月31日までの会計については次年度に繰り込むものとする。

### 第7章 資産

(内容)

第26条 本会の資産は、防犯街灯、防災・防犯機材、各行事機材、保管倉庫及び掲示板で、その員数内容・配置は添付資料別紙に示す。

本会の資産は、総務担当副会長が総括管理し、防災・防犯機材や行事備品は、各担当副会長が管理する

## 第 8 章 付則

(決議)

第 27 条 本規約の「制定」「改廃」等は、役員会で審議・承認する。

(施行日)

第 28 条 本規約は、平成 30 年 2 月 2 日を以て改定・施行する。

第 29 条 その他

本会役員は有志と協調して町内防犯パトロール、美化運動に積極的に参加し町内の防犯・環境美化に努めること。

併せて、高齢化が進む町内において見守り運動等にも積極的に参加し、町内の安全・安心に努めること。

第 30 条 実施細則

本会の円滑な運営を目的として、「実施細則」を定める。

添付資料

付表 1 葬儀時の連絡系統

実施細則 1 会計業務実施細則

実施細則 2 夏祭り実施要領書

実施細則 3 盆踊り実施要領書

実施細則 4 防犯パトロール実施要領書

実施細則 5 体育祭実施要領書

実施細則 6 一斉清掃実施要領書

別紙一 1. 三役及び会計監査役選出（任務分担）輪番表

別紙一 2. 「防犯街灯管理表」

別紙一 3. 「防犯街灯配置図」

別紙一 4. 「倉庫管理経緯」（4-1）及び「倉庫取り決め」（4-2）／備品倉庫&防災倉庫

別紙一 5. 「備品倉庫在庫品管理表」（5-1）及び「防災倉庫在庫品管理表」（5-2）

以上